

記入例

黒インク・黒ボールペンでご記入ください。
(鉛筆・消えるインクでの記入は不可)
修正液・修正テープは絶対に使わないでください。

証人2名の署名が必要です(18歳以上のかた)。
18歳以上で、この届出の事実を知っている方ならどなたでも結構です。ただし、外国人が証人の場合は、在留資格を有する日本に住所登録のある方のみ可能です。なお、在留カードに記載の本国名で署名をしてください。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。(消えるボールペンは使用しないでください。)
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。

婚姻届

婚姻届を出す日を記入してください。
この日が婚姻日になりません。

婚姻届だけでは住民票の変更ができません。同一世帯にする場合や転居・転入・転出をするかたは、開庁時間中に「住民異動届」を提出してください。また住民異動届を同時に出されるかたは、異動後の内容を書いてください。

夫婦の氏は必ずどちらかにチェックを入れてください。
(相手が外国籍の場合は不要です。)

受理	令和	年	月	日	届出	第	号
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知	

愛知県稲沢市長 殿

(フリガナ)	夫になる人	妻になる人
(氏名)	イナザワ タロウ 稲沢 太郎	アイチ ハナコ 愛知 花子
(生年月日)	昭和(平成) 63年 4月 5日	昭和(平成) 元年 2月 3日
(住所)	愛知県稲沢市稲葉 ○丁目○番地○号 マンション名等 ××コーポ○○	愛知県稲沢市桜木 ○丁目○番地○号 マンション名等 △△マンション101
(本籍)	愛知県稲沢市稲葉 ○丁目○番地○番	愛知県稲沢市桜木 ○丁目○番地○番
(筆頭者の氏名)	稲沢 一郎	愛知 春夫
父母及び養父母の氏名	父 稲沢 一郎 続き柄 母 稲沢 冬美 長男	父 愛知 春夫 続き柄 母 愛知 千夏 二女
(養父母)	養父 続き柄 養母 養子	養父 続き柄 養母 養女
(婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍)	夫の氏 妻の氏	愛知県稲沢市稲葉○丁目○番地○
(同居を始めたとき)	令和 元年 6月	前婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください。
(初婚・再婚の別)	夫 □初婚 □再婚 □離別 令和 年 月 日	妻 □初婚 □再婚 □離別 令和 年 月 日
(同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事)	夫 □妻 □ 1 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	夫 □妻 □ 4 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6 仕事をしている者のいない世帯
(夫婦の職業)	夫の職業 専門・技術職 02	妻の職業 事務職 03
その他		
届出人署名(※押印は任意)	夫 稲沢 太郎 印	妻 愛知 花子 印
事件簿番号		
住所を定めた年月日	夫 年 月 日 妻 年 月 日	連絡先 夫 電話 (xxx)xxxx-xxxx 妻 電話 (ooo)oooo-oooo

証人	署名(※押印は任意)	祖父 江 秋奈 印	平和 さくら 印
生年月日	昭和(平成) 61年 3月 3日	昭和(平成) 3年 4月 4日	
住所	愛知県稲沢市石橋 ○丁目○番地○号 マンション名等 △△マンション101	愛知県稲沢市高御堂 ○丁目○番地○号 マンション名等	
本籍	愛知県稲沢市石橋 ○丁目○番地○番	愛知県稲沢市高御堂 ○丁目○番地○番	

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

届け出に必要なもの

- 本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)
- 印鑑(スタンプ印でないもの)
※必要となる場合がありますので念のためお持ちください
- マイナンバーカード
※住所地在稲沢市であり、婚姻によって氏が変わるとなるかたのみ必要です
- 前住所地で発行された転出証明書またはマイナンバーカード
※婚姻届と同時に転入届を出されるかたのみ必要です
※前住所地にて事前に転出の手続きが必要で

※署名は、夫になる人と妻になる人本人が婚姻前の氏名でそれぞれ目書きしてください。
自署することによって、婚姻の合意と意思を示すこととなります。

※市役所開庁時間外に婚姻届を提出される場合は、守衛室にて受領し翌開庁日に職員が届書を審査し受理となります。
時間外に提出した内容に不備があった場合、平日の開庁時間帯にご来庁いただくことがあります。なお不備があった場合でも戸籍に記載される婚姻日は守衛室に提出した日になります。
※同時に住所異動届をされる場合は市役所開庁時間内のみお手続きが可能です。

平日8:30~17:00の間に通じる電話番号を記入してください。

記載について不明な点などございましたら、稲沢市役所市民課(0587-32-1311)までご連絡ください。また、「よくあるご質問」「結婚の手続き・届出やることリスト」を裏面に掲載しておりますので、こちらもご利用ください。

よくあるご質問

Q 婚姻届出をする場合、届出書以外に必要なものはありますか？

A ・届書を持参されるかたの運転免許証やパスポート、マイナンバーカード等の本人確認書類
・印鑑(スタンプ印でないもの)

Q 証人は、必ず必要ですか？

A はい。婚姻届を提出するときは、証人として二人のかたの署名が必要です(押印は任意)。
18歳以上のかたであれば、親族でも友人でも構いません。
外国人が証人の場合は、在留資格を有する日本に住所登録のある方のみ可能です。署名は在留カードに記載の本国名で記入してください。

Q 結婚式の日に婚姻届を提出したいのですが、その日は日曜日で市役所が休みです。
市役所窓口の時間外に提出するにはどうすればいいですか？

A 婚姻届は24時間受付できます。稲沢市役所の場合、提出先は下記ようになります。

時間帯	提出場所
平日(月～金)の 8時30分～17時15分	市民課・支所・市民センター
上記以外の平日の時間帯、土曜、 日曜、祝日、年末年始	市役所守衛室(市役所南玄関) ※深夜に提出する場合は、あらかじめ連絡をしてください。

※時間外に届書を提出される場合は、守衛が受領(お預かり)します。翌開庁日に担当職員が届書を審査し、内容に不備がなければ受理されます。戸籍に記載される婚姻日は、守衛が婚姻届を受領した日になります。

届書を時間外に提出し内容に不備があった場合、平日の開庁時間帯に来庁して頂かなければならない場合があります。提出前に、届書の記載内容の確認を市民課職員までお申し出いただくことをお勧めします。

Q 結婚と同時に稲沢市の新居に引っ越し予定です。婚姻届が受理されれば、住所も変更されますか？

A 婚姻届だけでは、住所は変わりません。別に住所の異動届が必要となります。
住所の異動は平日の開庁時間内のみ手続きが可能です。

届出内容	届出期間	届出人	必要書類	備考
転入 ※事前に前住所地で転出届 が必要です。	転入または転居した日 から14日以内	本人または同一世帯のかた	転出証明書	本人確認書類 ・運転免許証 ・マイナンバーカード ・パスポートなど
転居			本人確認書類	

(注) 転入…稲沢市外から稲沢市内に住所を異動すること。転居…稲沢市内で住所を異動すること。

Q 婚姻届と同時に、住所の異動届を出そうと思います。
届書には引っ越し前の住所を書きますか？それとも新しい住所を書きますか？

A 新しい住所をお書きください。
ただし、住所の異動は平日のみお手続きが可能ですので、
婚姻届と住民異動を同時に手続きされる場合は平日の開庁時間内にお越しください。

Q 結婚で氏が変わります。これに伴い、手続きをしなければならないものがあれば教えてください。

A 氏名を登録しているものはすべて変更が必要になります。ほんの一例ですが、下記のようなものが考えられます。変更のために必要になる書類等の詳細は、直接手続き先にお問い合わせください。
例) 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険・年金関係、金融機関の口座名義、各種資格関係、勤務先への届、電話・インターネット等通信関係、クレジットカードなど

結婚の手続き・届け出やることリスト

氏名・住所変更

- 運転免許証
- マイナンバーカード
- パスポート
- 健康保険・厚生年金
- 銀行口座
- 資格関係
- 携帯電話
- クレジットカード
- 生命保険・損害保険
- その他の氏名・住所変更

婚姻手続き

- 婚姻届の提出
- 仕事・保険・年金に関わる手続き**
- 失業給付の手続き
- 国民健康保険・国民年金(第1号)の手続き
- 健康保険・国民年金(第3号)の手続き
- 確定申告
- 勤めている職場に結婚の届出をする

妊娠・出産にまつわる手続き

- 妊娠にまつわる手続き
- 出産にまつわる手続き

引っ越しの手続き

- 転出届の提出
- 転入届の提出
- ※同じ市区町村内で引っ越しをするかたは
転居届の手続き
- ライフラインの手続き